

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項								
		<p>2 前項の公表は、鳴子漁業協同組合並びに同漁協が委託す遊漁承認証販売所に公表（掲示）するものとする。</p> <p>（全長制限） 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 411 945 703"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい やまめ いわな にじます</td> <td>15センチメートル 以下</td> </tr> <tr> <td>あゆ うぐい ふな</td> <td>10センチメートル 以下</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>4センチメートル 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（禁止漁具・漁法） 次に掲げる漁具、漁法による遊漁は禁止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水中に電流を通じてする漁法 (2) 瀬干漁法 (3) 金棒曳漁法 (4) 火光利用の漁法 (5) ガラス製の「どう」による漁法 (6) 水産動植物に有害な物質による漁法 (7) 鵜縄による漁法 	魚種	全長	こい やまめ いわな にじます	15センチメートル 以下	あゆ うぐい ふな	10センチメートル 以下	かじか	4センチメートル 以下	<p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>納付場所 鳴子漁業協同組合 (大崎市鳴子温泉鬼首八幡原34)が委託する遊漁承認証販売所</p>				
魚種	全長														
こい やまめ いわな にじます	15センチメートル 以下														
あゆ うぐい ふな	10センチメートル 以下														
かじか	4センチメートル 以下														
江合川漁業協同組合 大崎市岩出山池 月字上田 50	内共第 13 号	<p>（漁具・漁法の制限） 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 1230 945 1356"> <thead> <tr> <th>ア、漁具・漁法</th> <th>イ、規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投網</td> <td>全長 2m70 以下 網目 12mm 以上</td> </tr> <tr> <td>ころがし</td> <td>1年を通じて禁止</td> </tr> </tbody> </table>	ア、漁具・漁法	イ、規模	投網	全長 2m70 以下 網目 12mm 以上	ころがし	1年を通じて禁止	<p>（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）</p> <p>1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請しその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、つり又は投網による遊漁の場合には口頭でしなければならない。尚この漁場区域内においては、つり・投網以外の漁具、漁法を認</p>	<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を見やすい箇所に表示し、漁場監視員の要求が</p>	<p>1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶すること</p>		
ア、漁具・漁法	イ、規模														
投網	全長 2m70 以下 網目 12mm 以上														
ころがし	1年を通じて禁止														

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																											
		<p>(遊漁期間)</p> <p>1 この表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="483 400 954 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 400 568 461">ア 魚種</th> <th data-bbox="568 400 654 461">イ 漁具</th> <th data-bbox="654 400 954 461">ウ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 461 568 496">あゆ</td> <td data-bbox="568 461 654 496">つり</td> <td data-bbox="654 461 954 496">7月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="568 496 654 796">投網</td> <td data-bbox="654 496 954 796">7月15日～10月31日 但しニツ岩～岩出山大堰間 8月1日～10月31日 岩出山鉄橋～バイパス岩 出山大橋下流 200m の地 点 8月21日～10月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 799 568 863">いwana やまめ</td> <td data-bbox="568 799 654 863">つり</td> <td data-bbox="654 799 954 863">3月1日～9月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 866 568 991">その 他の 魚種</td> <td data-bbox="568 866 654 991">つり 投網</td> <td data-bbox="654 866 954 991">1月1日～12月31日 但し増繁殖期間の5月15 日～6月30日まで全面禁 漁</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他の魚種は、産卵期を定めて制限することができる。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>遊漁期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の期間中は遊漁してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="483 1238 954 1303"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 1238 680 1273">ア 区域</th> <th data-bbox="680 1238 954 1273">イ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 1273 680 1303">右京江堰, 三丁</td> <td data-bbox="680 1273 954 1303">1年を通じて禁魚</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 漁具	ウ 期間	あゆ	つり	7月1日～10月31日		投網	7月15日～10月31日 但しニツ岩～岩出山大堰間 8月1日～10月31日 岩出山鉄橋～バイパス岩 出山大橋下流 200m の地 点 8月21日～10月31日	いwana やまめ	つり	3月1日～9月30日	その 他の 魚種	つり 投網	1月1日～12月31日 但し増繁殖期間の5月15 日～6月30日まで全面禁 漁	ア 区域	イ 期間	右京江堰, 三丁	1年を通じて禁魚	<p>めない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、つり又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、小中学生徒又は肢体不自由者のとき無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="954 711 1424 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="954 711 1167 746">ア 漁具・漁法</th> <th data-bbox="1167 711 1424 746">イ 遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 746 1167 782">一日つり</td> <td data-bbox="1167 746 1424 782">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 782 1167 817">一年釣り</td> <td data-bbox="1167 782 1424 817">8,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 817 1167 863">一年投網</td> <td data-bbox="1167 817 1424 863">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	ア 漁具・漁法	イ 遊漁料	一日つり	2,000円	一年釣り	8,000円	一年投網	10,000円	<p>与してはならない。</p>	<p>あったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>がある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。</p>
ア 魚種	イ 漁具	ウ 期間																																
あゆ	つり	7月1日～10月31日																																
	投網	7月15日～10月31日 但しニツ岩～岩出山大堰間 8月1日～10月31日 岩出山鉄橋～バイパス岩 出山大橋下流 200m の地 点 8月21日～10月31日																																
いwana やまめ	つり	3月1日～9月30日																																
その 他の 魚種	つり 投網	1月1日～12月31日 但し増繁殖期間の5月15 日～6月30日まで全面禁 漁																																
ア 区域	イ 期間																																	
右京江堰, 三丁	1年を通じて禁魚																																	
ア 漁具・漁法	イ 遊漁料																																	
一日つり	2,000円																																	
一年釣り	8,000円																																	
一年投網	10,000円																																	

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項	
		目堰, 岩出山大堰, 東北電力株式会社池月発電所取水堰の上流 200m 及び下流 100m							
		(全長制限) 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。							
		ア 魚種	イ 全長	ア 魚種	イ 全長				
		こい	10cm 以下	おいかわ	10cm 以下				
		あゆ	10cm 以下	かじか	4cm 以下				
		うぐい	10cm 以下	ふな	10cm 以下				
		にじます	10cm 以下	うなぎ	20cm 以下				
		やまめ	15cm 以下	いわな	15cm 以下				
鳴瀬吉田川漁業 協同組合 加美郡加美町字 百目木一番 2 番 地 1	内共第 14・ 15 号	(漁具, 漁法の制限) 1 次の表の左欄に掲げる漁具, 漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣, 竿釣 (但し籠釣を除く) 又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物, 漁具, 漁法, 遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。 3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、手釣, 竿釣 (但し籠釣を除く) 又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該		1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であるこ	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。
漁具・漁法	規模								
投網	網丈 5 メートル以下網目 1.2 センチ以上とする								
手釣, 竿釣の場合 (籠釣を除く)	なし								

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																								
		<p>2 鳴瀬吉田川においては、次の規定によるあゆについての公表の日から7日間 は手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。</p> <p>(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="499 555 947 778"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示した日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな やまめ</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の公表は、組合事務所に公示するものとする。</p> <p>(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="499 1034 947 1098"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳴瀬川：左岸加美郡加美町字上川原一番地先と右岸同郡同町米泉地先の間に位置する上川原堰の上流端から上流200メートル及び上流端から下流100メートルまでの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	期間	あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示した日から10月31日まで	いわな やまめ	3月1日から9月30日まで	にじます	1月1日から12月31日まで	区域	期間	鳴瀬川：左岸加美郡加美町字上川原一番地先と右岸同郡同町米泉地先の間に位置する上川原堰の上流端から上流200メートル及び上流端から下流100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	<p>遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合委員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="969 683 1417 1098"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな こい にじます やまめ かじか わかさぎ</td> <td>手釣 竿釣 (但し籠釣りを除く)</td> <td>1日 2,000円 1年 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 投網の場合</p> <table border="1" data-bbox="969 1161 1417 1401"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな</td> <td>投網</td> <td>1年 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな こい にじます やまめ かじか わかさぎ	手釣 竿釣 (但し籠釣りを除く)	1日 2,000円 1年 6,000円	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな	投網	1年 7,000円		<p>監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。</p> <p>○ 鳴瀬川：花川合流点から色麻町北袋標識(通称：袋裏)まで</p> <p>○ 吉田川：北河原橋から落合橋まで</p>	<p>とを表示する腕章をつけるものとする。</p>	
魚種	期間																																
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示した日から10月31日まで																																
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで																																
にじます	1月1日から12月31日まで																																
区域	期間																																
鳴瀬川：左岸加美郡加美町字上川原一番地先と右岸同郡同町米泉地先の間に位置する上川原堰の上流端から上流200メートル及び上流端から下流100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで																																
魚種	漁具・漁法	遊漁料																															
あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな こい にじます やまめ かじか わかさぎ	手釣 竿釣 (但し籠釣りを除く)	1日 2,000円 1年 6,000円																															
魚種	漁具・漁法	遊漁料																															
あゆ おいかわ ふな うぐい うなぎ いわな	投網	1年 7,000円																															

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法		遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項												
		鳴瀬川：左岸加美郡加美町字小瀬蟹沢地先と右岸同郡同町字芋沢堰場地先の間に位置する八ヶ村堰の上流端から上流 100 メートル及び上流端から下流 300 メートルまでの区域 田川：加美郡加美町宮崎地内の谷地森堰の上流端から上流 100 メートル及び上流端から下流 200 メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	こい にじます やまめ かじか わかさぎ																	
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 納付場所 鳴瀬吉田川漁業協同組合事務所（加美郡加美町字百目木一番2-1） または、各地区遊漁承認証取扱所																					
（全長制限） 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 1182 669 1214">魚種</th> <th data-bbox="669 1182 949 1214">全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 1214 669 1246">こい</td> <td data-bbox="669 1214 949 1246">25 センチメートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1246 669 1278">にじます</td> <td data-bbox="669 1246 949 1278">20 センチメートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1278 669 1310">いわな</td> <td data-bbox="669 1278 949 1310">15 センチメートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1310 669 1342">やまめ</td> <td data-bbox="669 1310 949 1342">15 センチメートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1342 669 1372">うなぎ</td> <td data-bbox="669 1342 949 1372">20 センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>		魚種	全長	こい	25 センチメートル	にじます	20 センチメートル	いわな	15 センチメートル	やまめ	15 センチメートル	うなぎ	20 センチメートル						
魚種	全長																				
こい	25 センチメートル																				
にじます	20 センチメートル																				
いわな	15 センチメートル																				
やまめ	15 センチメートル																				
うなぎ	20 センチメートル																				

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項						
宮城県漁業協同組合 石巻市開成 1 番 27 号	内共第 16 号	(漁具漁法の制限) 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内で行わなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。	1 組合は、遊漁の承認をしたときは遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。	1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="490 400 730 432">漁具・漁法</td> <td data-bbox="730 400 958 432">規模</td> </tr> <tr> <td data-bbox="490 432 730 496">手釣、竿釣の場合 (籠釣りを除く)</td> <td data-bbox="730 432 958 496">なし</td> </tr> </table>	漁具・漁法					規模	手釣、竿釣の場合 (籠釣りを除く)	なし	2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（但し籠釣りを除く）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。	2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。	2 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
		漁具・漁法	規模										
		手釣、竿釣の場合 (籠釣りを除く)	なし										
		(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれの右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（但し籠釣りを除く）による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。					3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。					
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="490 655 618 687">魚種</td> <td data-bbox="618 655 958 687">期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="490 687 618 719">うなぎ</td> <td data-bbox="618 687 958 719">1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> </table>	魚種					期間	うなぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	4 第 1 条の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。		
		魚種	期間										
		うなぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで										
		2 前項の公表は、組合事務所に公示するものとする。	(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学生又は、肢体不自由の場合は同号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、次										
		(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。	項ただし書きに規定する方法により納付するときは次表遊漁料に 1 割を加算した額とする。										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="490 959 618 991">区域</td> <td data-bbox="618 959 958 991">期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="490 991 618 1023">なし</td> <td data-bbox="618 991 958 1023">なし</td> </tr> </table>	区域	期間	なし	なし	(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合								
区域	期間												
なし	なし												
(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれの右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="958 1023 1070 1054">魚種</td> <td data-bbox="1070 1023 1205 1054">漁具・漁法</td> <td data-bbox="1205 1023 1426 1054">遊漁料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1054 1070 1086">うなぎ</td> <td data-bbox="1070 1054 1205 1086"></td> <td data-bbox="1205 1054 1426 1086">年額 1 日券</td> </tr> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	うなぎ		年額 1 日券						
魚種	漁具・漁法	遊漁料											
うなぎ		年額 1 日券											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="490 1262 618 1294">魚種</td> <td data-bbox="618 1262 958 1294">全長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="490 1294 618 1326">うなぎ</td> <td data-bbox="618 1294 958 1326">21 センチメートル 以下</td> </tr> </table>	魚種	全長	うなぎ	21 センチメートル 以下									
魚種	全長												
うなぎ	21 センチメートル 以下												

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																		
			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">うなぎ</td> <td style="width:20%;">手釣, 竿釣 (但し籠釣を除く)</td> <td style="width:15%;">1,000 円</td> <td style="width:15%;">100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(1) その他の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">魚種</td> <td rowspan="2" style="width:20%;">漁具・漁法</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">遊漁料</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">年額</td> <td style="width:15%;">1 日券</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>竹筒 ささつけ うなぎか け</td> <td>2,500 円</td> <td>500 円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣及び竿釣により当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。</p> <p style="margin-top: 10px;">納付場所 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所（仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内 126 番地） または、仙台市若林区六郷地区、七郷地区、仙台市宮城野区高砂地区入漁証取扱所</p>	うなぎ	手釣, 竿釣 (但し籠釣を除く)	1,000 円	100 円	(1) その他の場合				魚種	漁具・漁法	遊漁料		年額	1 日券	うなぎ	竹筒 ささつけ うなぎか け	2,500 円	500 円				
うなぎ	手釣, 竿釣 (但し籠釣を除く)	1,000 円	100 円																						
(1) その他の場合																									
魚種	漁具・漁法	遊漁料																							
		年額	1 日券																						
うなぎ	竹筒 ささつけ うなぎか け	2,500 円	500 円																						
北上川漁業協同組合 登米市東和町米谷字大嶺 127	内共第 17 号	<p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる漁具。漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">漁具・漁法</td> <td style="width:80%;">規 模</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>網の全長 1.4m 以下 網の目 2cm 以上</td> </tr> </table>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長 1.4m 以下 網の目 2cm 以上	<p>(遊漁の承認及び遊漁場の納付義務)</p> <p>1 漁場の区域内において遊漁を使用とする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣(但し、かご釣漁法は禁止)又はたも網による遊漁の場合にはこれを口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣又はたも網による遊</p>	<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際</p>	<p>1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であ</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものと</p>														
漁具・漁法	規 模																								
投網	網の全長 1.4m 以下 網の目 2cm 以上																								

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																																																																
		<p>2 北上川及び北上川、大関川、二股川、鱒淵川、羽沢川においてのあゆの遊漁は、公示の日から10日間は竿釣による場合を除き採捕してはならない。</p> <p>(遊漁規則)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 555 954 1086"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>おいかわ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>うぐい(は)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>3月1日から8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ (さくら ますを含む)</td> <td>同上 (さくらますは1月20日より9月30日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の発表は、河北新報に掲載してするものとする。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区間内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="495 1337 954 1455"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 各河川(支派川)の堰堤上</td> <td>1月1日より12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	期間	あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	こい	1月1日から12月31日まで	ふな	同上	おいかわ	同上	うぐい(は)	同上	うなぎ	同上	わかさぎ	同上	かじか	同上	にじます	3月1日から8月31日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ (さくら ますを含む)	同上 (さくらますは1月20日より9月30日)	区域	期間	1 各河川(支派川)の堰堤上	1月1日より12月31日まで	<p>漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児及び小学生は無料、中学生と又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。</p> <p>(1) 竿釣又はたも網による遊漁の場合</p> <table border="1" data-bbox="965 866 1424 1398"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>竿釣</td> <td>1年 3,000円</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>たも網</td> <td>1日 700円</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>おいかわ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>やまめ(さくらますを含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の場合</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ	竿釣	1年 3,000円	こい	たも網	1日 700円	ふな			おいかわ			うぐい			うなぎ			わかさぎ			かじか			にじます			いわな			やまめ(さくらますを含む)				<p>しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>ることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>違反者に対する措置に関する事項</p>
魚種	期間																																																																						
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内																																																																						
こい	1月1日から12月31日まで																																																																						
ふな	同上																																																																						
おいかわ	同上																																																																						
うぐい(は)	同上																																																																						
うなぎ	同上																																																																						
わかさぎ	同上																																																																						
かじか	同上																																																																						
にじます	3月1日から8月31日まで																																																																						
いわな	3月1日から9月30日まで																																																																						
やまめ (さくら ますを含む)	同上 (さくらますは1月20日より9月30日)																																																																						
区域	期間																																																																						
1 各河川(支派川)の堰堤上	1月1日より12月31日まで																																																																						
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																																																					
あゆ	竿釣	1年 3,000円																																																																					
こい	たも網	1日 700円																																																																					
ふな																																																																							
おいかわ																																																																							
うぐい																																																																							
うなぎ																																																																							
わかさぎ																																																																							
かじか																																																																							
にじます																																																																							
いわな																																																																							
やまめ(さくらますを含む)																																																																							

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		下 200m 2 旧北上川 脇谷洗堰 左岸 石巻市 桃生町脇谷 字上の山地 先 右岸 登米市 津山町柳津 字谷木地先 上流 100m 下流 200m 鵜波洗堰 登米市豊里 町中谷岐 地先上流 100m 及び 下流 200m 北上川 北上大堰 石巻市成田 地内上下 流 200m		魚種 あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ かじか にじます いわな やまめ (さくら ますを含 む)	漁具・漁法 投 網	遊漁料 1年 7,000円				
		(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種について は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のも のを採捕してはならない。		(3) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所 においてしなければならない。た だし、当該遊漁をする場合におい て漁場監視員に納付することが できる。 ①北上川漁業協同組合事務所（登 米市東和町米谷字大嶺 127 番地）、 又は同組合が指定する遊漁承認 証取扱所 ②北上追波漁業協同組合事務所 （石巻市相野谷字旧屋敷 181 番地 の 8）又は同組合が指定する遊漁 承認証取扱所						
		魚種	全長							
		にじます	全長 20cm 以下							
		やまめ(さくら	" 15cm 以下							
		ますを含む)	" 15cm 以下							
		いわな	" 20cm 以下							
		うなぎ	" 10cm 以下							
		こい	" 10cm 以下							
		ふな								

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項												
北上追波漁業協同組合 石巻市相野谷字旧屋敷 181-8	内共第 17 号	<p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。</p>		<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣(但し、かご釣漁法は禁止)又はたも網による遊漁の場合にはこれを口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。</p>			<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。</p>												
		漁具・漁法	規模	<p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものを言う。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>																		
		投網	<p>網の全長 1.4m 以下</p> <p>網の目 2cm 以上</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生徒の時は無料、中学生生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p>																		
		<p>2 北上川及び旧北上川、大関川、二股川、羽沢川においてあゆの遊漁は、公示の日から10日間は竿釣によるする場合を除き採捕してはならない。</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。</p>		<p>(1) 手釣又はたも網による遊漁の場合</p>																		
		魚種	期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 1337 1070 1369">魚種</th> <th data-bbox="1070 1337 1238 1369">漁具・漁法</th> <th data-bbox="1238 1337 1424 1369">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 1369 1070 1401">あゆ</td> <td data-bbox="1070 1369 1238 1401">竿釣</td> <td data-bbox="1238 1369 1424 1401">1年 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1401 1070 1433">こい</td> <td data-bbox="1070 1401 1238 1433">たも網</td> <td data-bbox="1238 1401 1424 1433">1日 700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1433 1070 1465">ふな</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ	竿釣	1年 3,000円	こい	たも網	1日 700円	ふな		
		魚種	漁具・漁法	遊漁料																		
		あゆ	竿釣	1年 3,000円																		
		こい	たも網	1日 700円																		
		ふな																				
		あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内																			
こい	1月1日から12月31日まで																					
ふな	同上																					
おいかわ	同上																					
うぐい(はき)	同上																					
うなぎ	同上																					
わかさぎ	同上																					
かじか	1月1日から12月31日まで																					
にじます	3月1日から8月31日まで																					
いわな	3月1日から9月31日まで																					
やまめ	同上(さくらますは1月20																					

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項									
		(さくら ますを含 む)	日より9月30日まで)	(2) その他の場合															
		<p>2 前項の発表は、河北新報に掲載して するものとする。</p> <p>(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左 欄に掲げる区間内においては、それぞ れの右欄の期間中は遊漁をしてはなら ない。</p>		魚種	漁具・漁法	遊漁料													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="481 539 663 571">区域</th> <th data-bbox="663 539 949 571">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 571 663 726">1 各河川(支 派川を含 む)の堰堤 上下流 200m</td> <td data-bbox="663 571 949 726">1月1日より 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 726 663 973">2 二股川 登米郡東 和町米谷 字根廻地 先、地藏 田樋管よ り上流 200m</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 973 663 1252">3 新迫川 登米郡豊 里町字二 ツ屋地 先、西前 橋下流橋 脚標柱よ り下流 200m</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1252 663 1372">4 旧北上川 ・脇谷洗堰 左岸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区域	期間	1 各河川(支 派川を含 む)の堰堤 上下流 200m	1月1日より 12月31日まで	2 二股川 登米郡東 和町米谷 字根廻地 先、地藏 田樋管よ り上流 200m		3 新迫川 登米郡豊 里町字二 ツ屋地 先、西前 橋下流橋 脚標柱よ り下流 200m		4 旧北上川 ・脇谷洗堰 左岸		あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ かじか にじます いわな やまめ (さくら ますを含 む)	投 網	1年 4,000円 1日 2,000円			
区域	期間																		
1 各河川(支 派川を含 む)の堰堤 上下流 200m	1月1日より 12月31日まで																		
2 二股川 登米郡東 和町米谷 字根廻地 先、地藏 田樋管よ り上流 200m																			
3 新迫川 登米郡豊 里町字二 ツ屋地 先、西前 橋下流橋 脚標柱よ り下流 200m																			
4 旧北上川 ・脇谷洗堰 左岸																			

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		桃生郡桃 生町脇谷 字上の山 地先 右岸 本吉郡津 山町柳津 字八木地 先 上流 100m 下流 200m ・鵜波洗堰 登米郡豊 里町中谷 岐地先 上流 100m 下流 200m 5 北上川 北上大堰 桃生郡河北 町地内 上下流 200m	2 遊漁料の納付は、次の組合事務所に おいてしなければならない。ただし当該 遊漁をする場所において漁場監視員に納 付することができる。 ①北上川漁業協同組合事務所 (登米市東和町米谷字大嶺 127 番地) ②北上追波漁業協同組合事務所 (石巻市相野谷字旧屋敷 181 番地の 8) 又は組合が指定する遊漁承認証取扱所				
		(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種について は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のも のを採捕してはならない。					
		魚種	全長				
		にじます	全長 20cm 以下				
		やまめ	全長 15cm 以下				
		いわな	全長 15cm 以下				
		うなぎ	全長 20cm 以下				
		こい	全長 10cm 以下				
		ふな	全長 10cm 以下				

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲			遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項	
広瀬名取川漁業協同組合 仙台市太白区郡山字南上河原 7-2	内共第 18・19号	(キャッチアンドリリース区間の設置) 1 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域及びウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。			(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。			1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。 この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	
		ア 魚種	イ 区域	ウ 期間		3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。						
		いわな やまめ(さくらますを含む)	別途、組合が定める区 間	別途、組合が定 める期間								
		にじます										
		2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁販売所に提示して行うものとする。 3 第1項の公表は、この組合のホームページに掲載するものとする。 (漁具・漁法の制限) 次の表のア欄の魚種についてイ欄に掲げる 漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。			(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の場合には竿釣、手釣のみとし、小中学生は、区域に関わらず1年券¥800、未就学の幼児は無料とする。また、遊漁者が肢体不自由者のときは次表に掲げる額の二分之一に相当する額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、一割を加算した額とする。							
		ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域		魚種 漁具・漁法 遊漁料					
あゆ漁業	竿釣 投網	投網 網目 2cm 以上 網丈 6m 以内 使用で きる針 の数 5本以内	内共第 18号 及び内 共第1 9号		あゆ	竿釣				1年 ¥4,000		
					こい ふな	手釣 筌	1日 ¥1,500					

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲			遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項
		こい漁業	竿釣 手釣 投網	投網 網目 8cm 以上 網丈 7m 以内 設置で きる総 数 3か統以 内	うぐい おいかわ うなぎ いわな やまめ にじます (大倉湖、 釜房湖を 除く)						
		うなぎ 漁業	竿釣 手釣 筌	使用で きる針 の数 5本以内 設置で きる総 数 4か統以 内	あゆ こい ふな うぐい おいかわ うなぎ (大倉湖、 釜房湖を 除く)	投網	1年 ¥6,000				
		ふな漁業	竿釣 手釣 投網	投網 網目 4cm 以上 網丈 6m 以内	わかさぎ いわな やまめ うぐい にじます ふな おいかわ うなぎ こい (大倉湖、 釜房湖に 限る)	竿釣 手釣	1年 ¥4,000 1日 ¥500				
		おいかわ 漁業	竿釣 手釣 投網	投網 網目 2cm 以上 網丈 6m 以内	2 遊漁料の納付は、次に掲げる方法においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。						
		わかさぎ 漁業	竿釣 手釣	使用で きる針 の数 5本以内							